

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、利根川茂君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 利 根 川 心身障害児者の支援は！

要旨 質問書のとおり

町 長 利根川議員の御質問にお答えします。たたき台はつくっていただきましたけど、最終のとりまとめは私がさせていただきましたけども、今、御質問に言われたので、簡単明瞭に答えさせていただきます。

現在のところ、町の法定雇用率というのは2.3%というふうになっています。職員が112名ということですので、細かい数字で言うと2.576ポイントということになります。小数点以下は数えないということなので、2名以上確保しなければなりません。現在、松田町といたしましては、常勤ではございませんけども、現在いらっしゃる方が重度の障害ということで認定をされておりますので、2人ということでカウントができるということですので、現在そういった面では、基準局さんから言われてる分に関してはクリアをしているということであり、ます。ただし、これで満足しているわけではなく、平成24年度に2回、平成、ことし、昨年ですね、26年度に1回採用試験を行いまして、26年度におきましては2名の方に合格通知を通知しましたが、残念ながら御辞退をされるということな結果になりましたので、今後とも常勤職員として障害者の方を雇用するということに関しましては、現在もホームページ等をですね、使って、継続して募集を行っているところでございますので、どんどん発信をしまいたいということでもあります。

2つ目につきましては、現在国のほうから指導されている分の自立支援法等々に関しまして、松田町としてあらゆるところで取り組んでおります。現在のところの質問の内容である、本町の障害者のためになっているかなっていないかということになりますと、現在のところは少しずつでございますけども、国の法律の変動に合わせた町政の施策の中で、ためになっているというふうに判断をしているところでもございます。

3つ目のことでございます。3つ目のことはですね、お話をさせていただきます

ますけども、非常に障害を持たれている方々の出生数がですね、ほかの他町と比べてこの松田町というのは非常に少ないということもあります。過去に生下体重、生下時体重ということで、2,500グラム未満の方が4人生まれて、4人とも2,000グラムを超えており、何とか長期経過の観察の対象ということにはならず済んだということでございますし、重症心身障害児と言われる重度の障害のある児童ですね、児童という形の方は、ことし20歳を迎えるということで、これで松田町としては対象者がいらっしゃらないということになってくる状況でございます。

御質問いただいている、そういったところからですね、御質問いただいていることとしましては、松田町といたしましてはですね、子育て健康課において健康づくり係の保健師と、雇い上げの臨床心理士により、平成23年度から松田町幼稚園保育園巡回相談指導事業を開始をさせていただいて、毎月1園回って3カ月に1度という形で回らせていただいております。保育上気になることや心配なことなどは、そういったことで対応しているところであります。ですので、特別に別室を設けてやっていくというようなことは、今のところ考えておらず、今の現状のまま継続し、ただ、対象となる児童がふえれば、そのように対応していく必要性も考えなきゃいけないかなということでもあります。また、本来教育の分野として、ここに幼稚園ということで書かせてもらっておりますけども、そういった部分は教育長からの話になりますが、私がまとめてお話しするとしますと、今、国や県のほうでインクルーシブ教育ということで、そういった分け隔てなく同じ教室で一緒に学びをさせるという方向性もありますので、あえてそういったところも含めながらですね、あえてここに書いてある障害児の方だけのみのクラスということで設置というものに関しましては、よくよく研究はする必要があるんだろうなというふうに思っております。以上でございます。

- 4 番 利 根 川     まだ時間が大分あるようでございますので、再質問をさせていただきますが、町長の答弁もやっぱり歌の文句じゃありませんけれども、消してまた消す湖畔の便りのようなことはしたくございませんので、私のほうは簡単明瞭にやらさせていただきますしたいと思います。

1 番の、障害者雇用促進法に規定されている率をですね、町職員として常勤雇用しているかという、私はそういう質問をしました。常勤雇用です。ですから、町長の答弁では非常勤で雇用していると。これは答弁にならない。答弁にならない。56人以上常勤で雇用している場合は2.3%、常勤で雇用されなきゃならない。ただしですね、行政機関の場合は罰則規定がございません。民間の場合は違約金を月々5万とか6万、定数に達してない場合は払わなきゃいけないということになってますけれども、行政機関はそういう反則金の納付という義務は課せられてない。なぜ課せられてないかという、行政機関はそういう法律に違反するようなことはしないであろうという性善説の上に立って、障害者雇用促進法が規定をされている。だからといって非常勤で対応していいという問題ではない。

2人応募したけどお断りになったというけれども、神奈川県下には社会福祉専門学校、5校ある。大学で社会福祉をやっているのは東海大学とか、関東学院とか6校あります。そういうところへ募集要項は出してませんよね。そうでしょう、総務課長。出してませんよね。箱根町あたりじゃちゃんと来てますよ。ちゃんと来てます。だからそういう、採用に当たってホームページに載っているからいいということではなくて、障害者雇用促進法に基づいた定数に対して2.3%確保するためにはどうしたらいいかという方法が何らとられてない。そういう対象者がいないなんて、私に向かって言わないでくださいね。そういうことは一般素人に向かって言ってください。私に向かってそういうこと言うと恥かくようなことになります。体幹機能障害とか、視覚障害とか、聴覚障害の人たちと毎日のように接していますが、なかなか民間企業でも特殊技術がないと採用していただけない。例えば自動車の設計とかですね、家の設計士、そういう技術を持っているとかですね。ですから、できるだけそういうところで学んだ人たちを、町職員として採用して、いわゆる社会福祉の生活相談員とか、市民に対応する窓口とか、そういうところに配置をしていただければいいなというふうに考えております。

松田町という行政当局が日々法律違反をしているわけですね。私が職員でいた時代、平成の1桁の時代は、障害者の手帳を持っている人が6人いましたよ、

6人。その人たちがだんだんだんだんやめてって、島村町長の末期になったら誰もいなくなった。そして本山町長は住民主権の行政を進めるということを高らかにうたっていらっしゃいますね。住民主権とは何か。その意味がわかって使ってられると思いますので、あえてその解説はしませんけれども、そういうことでおやりになってるわけですから、松田町という行政機関は、何回も言うようですけども、法律違反をしないだろうよという性善説の上に立っておりますので、その辺十分に頭に入れてですね、今後の採用をされていったらよろしいかというふうに思います。

6月の10日か15日になりますと、町民税・県民税の納税通知書がですね、各家庭にそれぞれ税務課から送られてまいります。その納税通知書の裏に何て書いてあるか、もう一度幹部職員の皆さんもお読みいただきたいと思う。期日までに納付されない場合は、地方税法及び松田町税条例によって督促処分を受ける、延滞金がかかるよと書いてあるわけですね。もし私の今の論議がですね、町民にホームページで全部載せていただいたら、6月15日以降町民税払う人いなくなりますよ。松田町が法律違反をしていて、町民に対して地方税法や松田町税条例によって督促処分を受けるなんて、これ恥ずかしくて言えませんよね。だから性善説に立ってるわけです。税務課長、そこは削除して納付書をお出しになる考えはありますか。

税 務 課 長      今の御質問ですけども、地方税法上それは明記しなくてはいけないということになっておりますので、削除するつもりはございません。よろしく願いいたします。

参事兼総務課長      利根川議員のお話の中で、現在、松田町は法律違反を犯しているというふうなお話ありましたので、その部分、もう少し御丁寧に御説明申し上げたいと思います。ある時点でその2人を採用していないという現状、確かにございました。ただ、神奈川労働局のほうにですね、毎年6月1日時点で報告を上げるところなんです、実は現在、町長御答弁の中にありましたように、非常勤という言い方で、つまり正職員ではないんですが、障害をお持ちの方を雇用してございます。この方は毎日8時から4時まで6時間を超えた勤務で、そういう意味では常勤させていただいており…で雇用させていただいております。その方

の障害の程度によって、実は年齢的な問題もあって、2人のカウントができる。実質1人ですが、現状では2人のカウントができるということで、かろうじて今、クリアできてるところはございます。で、町としてはそれでいいというふうに考えているわけではないので、町長御答弁申し上げましたように、今もホームページ等を通じて募集をかけているという現状がございます。ですから、ただいまのところ、町は法律違反を犯してはいないということだけは御承知いただければと思います。ただ、今の雇用形態だけで、我々としては満足してるわけではないということで、引き続き雇用に努めていくということを御理解いただければと思います。

4 番 利 根 川     それはね、お役人特有な、私も人の批判はできませんけど、お役人特有な読みかえ規定か何かで、そういうふうに理解することができるという規定でしょう。だからといっていいことではない。障害者基本…障害者雇用促進法をそのまま素直に読めば、56人以上の事業所は、官公庁の場合2.3%、ただし0.幾つは切り捨て、2人、採用しなければならないというふうになってるんですよ。その後にはただし書きが云々かんぬんという逃げ規定が出ている。だからといってそれでいいということではないというふうに私は思います。

この辺、いつまでやってもしょうがありませんから、この辺で打ち切りをいたしますけども、この4月の統一地方選挙で、東京都北区では斉藤里恵さんという、手話も使えない全聴覚障害者の人が区議会議員にトップで当選をされました。この近所では茅ヶ崎で、下半身麻痺で、ここから全部麻痺してる、46歳の藤原さんという方が当選されている。我が議会にも廣瀬さん、後期、あれですけども障害者の方が。どんどんそういう障害者の方が出てきます。出てきますよ、出てきます。したがって、ああだこうだって言い逃れはしないでですね、きちんとしたそういう人をきちんと採用してくださいよ。インターネットに載ればいいということではない。私は福祉の専門学校で、毎年松田町から障害者雇用のやつが来るかなと思って、採用の掲示板見てます。小田急沿線みんな来てますよ。来てないのは松田町だけです。ホームページに載つけりゃいいということでは済まないと思います。

そして最後になりますけども、最後になります。3番目、保育所・幼稚園に

心身障害児のクラスの設置と、病弱児保育の実施するお考えは。この前段の、心身障害児者クラスの設置については、それだけの対象者がいないので、子育て健康課の職員で日々こう、対応をしているから、今のところは必要ないという町長のお答えでしたけども、その次にある、病弱児保育の実施に関して、答弁がちょっとなかったような感じをいたします。そして私は、先日すばらしい、松田町子ども・子育て支援事業計画書というのをいただいて、これはつぶさに読ませていただきました。そしてその81ページ、病弱児保育という規定が事業を起こしてあります。平成27年度、ニーズは47人、年間いる。対応はゼロだと。つまり対応は全然しなかったけれども、今後ファミリーサポートセンター等々において、看護師の専門性の高い支援会員による受け入れを検討しますということになって、これ5年計画ですけれども、28年、29年、30年、31年についてはですね、すべて対応できる。特に28年、29年について、病弱児保育についてはニードに対する対応、不足分はゼロであるということ、来年の4月1日から病弱児保育は完全に実施をされるということで理解をしてよろしいかということです。それで現在核家族化が進んで、各家庭においては共働きの家庭が非常に多い。朝、気がついてみたら幼稚園の園児、あるいは保育園の園児を持つ家庭で、子供さんが高熱を発して、子供を挟んで両親がどういう顔をしているか皆さん知ってますか。どっちが休むかですよ。どっちが休むの、お父さんが休むの。お父さん、きょう議会でなって答弁しなきゃいけないから休めないよ。お母さんはどこかへお勤めで、きょうは決算書をつくらなきゃ休めない。にらみ合ってるね、そういう家庭が町の中にたくさんあるわけですよ。たくさんあります。そこで病弱児保育という考え方が出てくるわけですね。

これお伺いしますけれども、28年からはですね、すべて実施できるんですか。この計画書によると実施できるように書いてあります。これ実施できなかつたら、町長のまた公約違反になりますけど、この辺をお聞かせいただきたいと思っております。

子育て健康課長 計画書に書いてあるものは、病児、病後児の保育という形で書いてあると思うんですけども、議員のおっしゃる病弱児というのは、例えば慢性の呼吸疾患であったり、腎機能障害であったりということで、医療または生活規制を必

要とする程度の病弱者というのを保育する単独のクラスをつくるかということには、つくらないよということで、そちら、病気で保育園に預けられないとか、一時的な病気、風邪とか、そういう感じのね、保育預けられない方をどうするかというのが計画書に載ってるほうの病児、病後児の保育に関する計画になっております。

4 番 利 根 川 だからね、計画になっておりますじゃなくて、この計画でいけば28年からやるということですよ。来年の4月から。28年、29年、完全実施をするということですよ。これ本当に対応できるか、できないかということをお聞きしてるんですよ。この計画書にこんな麗々しく書いて立派なものを我々に配っておいて、来年の4月になってできませんでした、いいですよ、それで。全員9月13日に落っこって新しい人が来れば、前のことを知らないんだから。でも何人かはしつこい人が生き残るでしょう。私もその中に入るかどうかわかりませんが。そのときに、お前そういうふうにしたじゃねえか、議事録見ろよと言われたときどうしますか。来年の4月から実施できるんですね。実施できるかできないかを私は聞いてるんですよ。

子育て健康課長 大変申しわけございません。今ですね、1市5町で話し合いをしてまして、町単独ではちょっと難しいんじゃないかということで、28年度、4月に完全に実施できるかといいますと、ちょっと足並みがそろわないと、ちょっと難しいかもしれないですけども、ただいま各町と連携して検討を進めておるところでございます。

4 番 利 根 川 それならばこのところに対応、これ過不足ゼロ、28年度ゼロ、29年度ゼロ、病児保育完全実施ができるというふうに書いてありますよ、これ。そういうふうに読めますよ。まあ、今、検討してるころだったら、ちょっと書き方違うと思いますけどね。これ一般家庭の人がこれをダイジェスト版か何かから見たら、そういうふう理解するでしょう、これ。

じゃあまた来年の3月でこの問題取り上げますのでね、きょうは10分残して…9分ですか。9分残して、次の中野議員に移りたいと思います。懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。以上で終わります。

11番 大 館 以前ちょっと私も苦情を申したことがあるんですけども、今、総務課長がね、

町長の御答弁、御答弁って2回も使ってる。厳格なる議会の中で、身内というか、考え方。敬語を使うのはちょっとおかしいんじゃないの。常識判断のことですけども、それ、町長答弁でいいんですよ。敬語、御答弁、御答弁っておかしいじゃないですか。これ反する我々に対して敬語使ってもらうのは結構ですけども、身内に対して電話の応対でもすべてそうでしょうね。それは学校で、電話の応対についてとかそういうのを習ったことは、昔ありますけども、身内に対して敬語を使うのはちょっと非常識かなと。まあ、非常識になるかどうか、その辺はちょっとわかりませんが、ちょっと聞き苦しいので、それは気をつけてもらいたいと思いますけども、議長どうですか。

副 町 長 ただいまの御指摘の件でございます。私もちょっと耳にさわったようなところがございましたので、ふだん使ってる言葉の中で町長に対する言葉と、それから議員さんに、町長がどういうふうにお話をしたという、答弁をしたという答え方との言葉の使い分けの問題だと思いますので、ここにいる職員も、今のお話で十分認識しながら、今後の対応をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。言葉の多少の行き違いはなかなか、職員も緊張してると思いますので、多少の御猶予はよろしく願いしたいと思います。

議 長 以上で受付番号1号、利根川茂君の一般質問を終わります。